

2025年10月21日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

担当課	情報システム課
回答	情報システム標準化によって、業務所管課の事務手順は変更されますが、施策については影響を受けないものと考えています。

- ②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。

担当課	情報戦略課
回答	デジタルデバイド対策については、スマートフォンを利用したオンライン行政手続きなどが進展することを見据え、スマートフォンに関する教室や相談会を民間事業者と連携して実施しております。引続き、これらに取組みつつ、要望に応じて様々な対策を進めていく考えです。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

担当課	介護保険課
回答	現在、第10期事業計画の策定に向け、第9期計画の検証をしている段階であり、第9期計画を見直す予定はありません。第10期計画について、次期保険料額や段階設定など、審議会で検討を重ね、決定していく予定です。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

担当課	介護保険課
回答	既存の減免制度の要件を拡充する予定は、現時点ではありません。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

担当課	介護保険課
回答	既に市独自の減免制度を実施しており、拡充の予定はありません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

担当課	介護保険課
回答	低所得者に対する減免制度は既に実施しています。

- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

担当課	介護保険課
回答	現在、介護保険制度の中に、所得の低いほうについては施設入所時の食費・住居費の負担軽減がありますので、玄時点において新たに市独自の補助制度の増設は考えていません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

担当課	介護保険課
回答	サービスの利用にあたっては、利用者に対して地域包括支援センターがケアマネジメントしています。ケアマネジメントでは、利用者の心身の状況や、置かれているその他の状況に応じて、利用者や家族の選択に基づき、適切なサービスが効果的に提供されるよう、専門的支援から必要な援助を行います。ケアマネジメントを通じて、要支援者等の実態を踏まえてサービス利用につなげています。 報酬単価については、介護保険事業が介護報酬により運営されていることを踏まえて、「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけを検討していきます。

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

担当課	介護保険課
回答	「特例給付」の仕組みでも、利用に際し、主治医の意見に基づき関係者で協議する必要がありますので、ケアマネジャーの判断のみで利用できません。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

担当課	介護保険課
回答	介護保険事業が介護報酬により運営されていることを踏まえて、「中核市市長会」「全国市長会」などと歩調を合わせ、団体の活動を通して働きかけを検討していきますが、現時点で豊田市独自の補助金は考えていません。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

担当課	介護保険課
回答	待機者の実態を把握したうえで、適切に施設整備を行っていきます。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

担当課	介護保険課
回答	居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事情があり、特例入所の要件に該当する場合は入所申込みが可能であり、各施設において入所判定を行っています。また、介護保険・高齢者福祉ガイドブックに記載し、周知を行っております。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

担当課	介護保険課
回答	処遇改善については、国の処遇改善制度の内容や手続きを事業者にも周知しています。介護人材確保については、「確保」「定着」「育成」のための施策を充実させていきます。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

担当課	介護保険課
回答	国の定める職員配置基準が遵守されるよう事業所に指導を行っています。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

担当課	介護保険課
回答	国の定める職員配置基準が遵守されるよう事業所に指導を行っています。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

担当課	介護保険課
回答	運営指導等により、夜間の勤務状況の把握を行っています。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

担当課	高齢福祉課
回答	<p>・コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や、社会的孤立を防ぎ、高齢者等の社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部助成事業を、令和6年4月1日から開始しました。市内在住の18歳以上で、医師により補聴器が必要と認められた人を対象としており、補聴器の購入費用の半額（本人と同世帯の配偶者の市民税額により、上限額を15,000円もしくは30,000円に設定）を助成しています。</p> <p>・なお、難聴を予防するための普及啓発に向け、補聴器購入助成制度の利用啓発を行っているため、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業は実施する予定はありません。</p>

②サロン、**認知症カフェ**、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

担当課	高齢福祉課
回答	認知症カフェについては、市ホームページやパンフレット等に掲載し、市民にPRを行っています。また、市内28か所全ての地域包括支援センターに認知症に関する啓発・相談・支援を行う認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェの開催や運営の人的支援や研修、認知症カフェ同士の交流会などを行っていますので、現在のところ助成金という形での支援は予定していません。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

担当課	交通政策課
回答	市内の70歳以上の高齢者を対象とし、おいでんバス全路線が乗り放題となる割引定期券「おでかけパス70」を販売しており、高齢者の外出促進を通して健康づくりにつなげる取組みを進めています。障がい者への支援については、おいでんバス及び地域バスにおいて、運賃を大人料金の1/2としており、今後も継続します。
担当課	高齢福祉課
回答	介護認定のあるひとり暮らし高齢者等を対象にタクシー乗車料金の一部を助成しています。外出支援が必要な方にタクシー料金助成券を利用していただけるよう必要に応じて要件等の見直しを進めていく予定です。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

担当課	高齢福祉課
回答	第 9 期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画内にて認知症施策推進計画を作成しています。今後、国の策定する認知症施策推進基本計画の動向を注視しながら、より認知症本人の視点に立った計画となるよう、随時見直しを行っていきます。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

担当課	高齢福祉課
回答	保険料無料で実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

担当課	高齢福祉課
回答	認知症検診の導入については、検診を実施する医療機関の確保や市民への周知、さらには医療や介護サービスへ繋げる連携体制の構築等も必要なことから、現時点において実施は考えておりません。

★(7) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

担当課	介護保険課
回答	国の通知において、対象者の認定については著しい不公平が生じないよう認定を行うことが必要とされています。障がい高齢者の日常生活自立度 A は、「屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない」と定義されていること、また、要介護認定者すべての方が一律に国の説明にある状態像を満たすと判断することは、公平性の観点から困難であると考えております。 なお、控除を受けない方にも認定書を送ることは混乱を招く要因となるため、申請を受け、認定を行う「申請主義」としています。このため、対象者全員に「障がい者控除対象者認定書」を送付することは予定していません。 要介護 1 以上の方の介護認定結果通知書に障がい者控除対象者に関する案内を掲載するほか「納付済額のおしらせ」の通知にも案内を掲載しています。また、確定申告時期に合わせ広報とよたに掲載するとともに、税務署・市民税課・支所・交流館・福祉事業所等に「お知らせ」のチラシを配布し、豊田市ホームページでも通年掲載し制度の周知を図っています。

2. 国保の改善

★(1) 保険料(税)の引き下げ

① 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

担当課	国保年金課
回答	市町村の国民健康保険は、保険料(税)と国や県からの公費、一般会計からの繰入金を財源として、被保険者の保険給付費等を賄っています。このため、保険給付費等の支出が増加し続けている現状においては、引下げは困難と考えます。 なお、市長会などを通じて、国に対して公費の拡大による財政支援を要望しています。

② 前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

担当課	国保年金課
回答	基金や剰余金は、国民健康保険特別会計の歳入として適切に活用しています。

★(2) 保険料(税)の減免制度

① 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

担当課	国保年金課
回答	愛知県内の保険料水準の完全統一に向けた取組において、今後、市町村独自減免の在り方も検討されます。このような現状において、新たな減免制度を市町村の判断で実施することは適当でないと考えます。

② 18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

担当課	国保年金課
回答	①と同様に、市町村の判断で新たな減免制度などを実施することは適当でないと考えます。

③ 収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

担当課	国保年金課
回答	①と同様に、市町村の判断で新たな減免制度などを実施することは適当でないと考えます。

★(3) 保険料(税)滞納者への対応

① 保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

担当課	国保年金課
回答	現在、医療費の10割負担を強いる制裁措置を適用していません。また、国民健康保険税に滞納がある世帯には、手続等で来庁の際に納税相談を実施しています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

担当課	債権管理課
回答	納税相談では、収支状況を丁寧に聞き取ることで、加入者の生活実態把握に努めます。納付が困難だと判断される場合は、猶予(分納)、執行停止を実施します。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

担当課	債権管理課
回答	財産調査等を行って財産状況を把握し、法令を遵守した上で滞納処分を進めます。

(4) 傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

担当課	国保年金課
回答	国の財政支援のもと、新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金は創設しましたが、その他の傷病に対する傷病手当金は厳しい財政状況や様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、公平性といった観点からも創設は考えていません。

(5) 一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

担当課	国保年金課
回答	一部負担金の減免以外にも市独自で1/2減免や徴収猶予を実施しており、現時点での制度拡大等は考えていません。今後の拡大等については、愛知県内での統一制度の検討を行いつつ実施すべきものと考えます。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

担当課	国保年金課
回答	周知については、窓口にはチラシを置き、加入時にはパンフレットを配付しています。また、制度概要や手続き方法等をホームページに掲載しています。

★(6)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

担当課	国保年金課
回答	健康保険証利用登録済みのマイナンバーカードを持っていない方には、発行済みの資格確認書の有効期限が切れる前に、自動的に新しい資格確認書を交付します。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

担当課	生活福祉課
回答	物価の高騰に対する支援においては、国が様々な観点から総合的に検討・対処されているものと理解しており、本市独自の法外援助の拡充や手当等の予定はありません。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

担当課	生活福祉課
回答	憲法第 25 条及び生活保護法の理念に基づき、申請意思のある方については申請書をお渡しし、生活保護の申請を受けています。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

担当課	生活福祉課
回答	生活保護制度の概要を記載した「生活保護のしおり」をわかりやすく修正し、相談窓口で必要な方に説明、配布するほか、市ホームページにも掲載し、誰でも閲覧できるようになっています。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

担当課	生活福祉課
回答	賃貸住宅等（アパート等）に入居するためには、入居手続きが必要になります。入居できるまでの間、安定した居住空間を確保するため、一時的に入所施設に入所していただいています。なお、入所施設は基本的には「個室」です。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

担当課	生活福祉課
回答	エアコンの設置については、支給可能な対象者には個別に案内し、必要に応じて社会福祉協議会の生活資金貸付制度を案内しています。 また、暑さ対策にかかる一時扶助費については、国が様々な観点から総合的に検討・対処されているものと理解しており、当市独自の法外援助の拡充や加算等の予定はありません。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

担当課	生活福祉課
回答	扶養義務者による扶養は、生活保護法第4条第2項において、「保護に優先して行われるもの」と規定され、扶養を受けることができる範囲において、保護より優先することとされています。 しかしながら、申請者（受給者）の中には、複雑な家庭環境等から、扶養義務履行が期待できない場合も多くあります。このことを踏まえ、扶養照会においては国において随時見直しがなされており、その都度国から発出される通知に基づき、適切に対応しています。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

担当課	生活福祉課
回答	車の保有（使用）については、国の通知等に基づき、一律的な対応ではなく、個別事情を考慮して判断しています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。

担当課	生活福祉課
回答	ケースワーカー等を始め、生活保護業務に必要な職員の確保については、実施すべき事業を総合的に判断し、適切な採用・配置に努めていきます。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

担当課	生活福祉課
回答	ケースワーカー等を始め、生活保護業務に必要な職員の確保については、実施すべき事業を総合的に判断し、適切な採用・配置に努めていきます。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

担当課	生活福祉課
回答	ケースワーカー等を始め、生活保護業務に必要な職員の確保については、実施すべき事業を総合的に判断し、適切な採用・配置に努めていきます。担当者への研修は、積極的に関係機関が主催する研修に参加したり、課内での自主研修を行うことで、職員の資質向上に努めています。また、ケースワーカーの外部委託化は、現時点では導入する予定はありません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

担当課	生活福祉課
回答	ケースワーカー等を始め、生活保護業務に必要な職員の確保については、実施すべき事業を総合的に判断し、適切な採用・配置に努めていきます。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

担当課	よりそい支援課
回答	自立相談支援は、豊田市社会福祉協議会に委託をしていますが、当課を交えた月 1 回の福祉専門職も参加する支援調整会議などを介して細やかな情報共有及び連携を継続しています。また、本市は令和 3 年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、庁内外の多機関が協働し、総合的な支援体制の整備を進めています。生活保護担当部署との連携については、当課が相談対応をした際に必要に応じて「生活保護連携シート」を活用ながら、生活保護担当部署と切れ目のない支援を実施しています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

担当課	よりそい支援課
回答	現在、地域居住支援事業以外は実施していますが、任意事業の実施については現在の支援の状況やニーズを把握しながら、その必要性を見極めて参ります。また、住民が相談しやすいように市ホームページに情報を掲載するとともに、社会福祉協議会と連携しチラシを作成し、啓発に努めています。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

担当課	よりそい支援課
回答	現在、生活困窮者に対しての手当等の給付は実施していません。しかし、生活困窮者に対しての家計改善等の相談支援は実施しているため、引き続き継続した相談支援を実施していきます。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

担当課	よりそい支援課
回答	現時点で、エアコン購入に関する助成事業の創設予定はありません。生活保護受給世帯については、生活保護制度の中で、エアコン購入に対しての一時扶助支給があります。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

担当課	福祉医療課
回答	子ども医療・精神障がい者医療・高齢者の福祉医療においては、県の補助制度より対象者及び助成内容を拡大して市独自で医療費自己負担分の助成を実施しておりますが、子ども医療については、令和6年度から通院に係る医療費助成の対象を18歳の年度末までに拡大しました。その他については現行制度の存続を基本に考えておりますが、県の医療費助成制度改正及び近隣各市の動向を注視してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

担当課	福祉医療課
回答	本市では、令和6年4月1日から、18歳の年度末までの通院分についても助成の対象とし、入院分も含め全額現物給付としました。小中学生の通院分と中学校卒業後については、県の補助を受けずに市が独自に助成しております。 食事代は、日常生活においても必要となる費用であるため、入院時食事療養の標準負担額については、助成対象としていませんが、県の医療費助成制度改正及び近隣各市の動向を注視してまいります。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

担当課	福祉医療課
回答	自立支援医療(精神通院)対象者に対しては、自立支援医療(精神通院)にかかる自己負担額を全額助成しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

担当課	福祉医療課
回答	<p>県の補助制度より対象者及び助成内容を拡大して市独自で医療費自己負担分の助成を実施しており、令和7年4月から、ひとり暮らし高齢者の居住要件を「同一町内に親族がない」から「同一敷地又は隣地に親族がない」へ緩和しました。</p> <p>本市としては現行制度の存続を基本に考えておりますが、県の医療費助成制度改正及び近隣各市の動向を注視してまいります。</p>

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

担当課	福祉医療課
回答	<p>本市では妊産婦へ妊娠中に14回、出産後に2回の健診費用について助成をしております。妊産婦医療費助成については、制度の効果がどれほど見込めるかも含めて検討する必要があります。本市では、現時点で妊産婦医療費助成制度の創設はしませんが、県の医療費助成制度改正及び近隣各市の動向を注視してまいります。</p>

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

担当課	よりそい支援課
回答	<p>子どもの学習・生活支援事業を市内6か所で実施しています。こども食堂は市内に37か所開設されており、助成事業の紹介・つなぎ、相談支援など、活動の充実に向けた協力を進めています。今後も継続して支援を実施していきます。</p>

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

担当課	こども相談課
回答	<p>令和6年4月に設置し、保健師、福祉職等を配置しています。今後とも、適正な体制を確保します。</p>

(2) 就学援助制度の拡充

① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

担当課	学校教育課
回答	他市の状況も考慮に入れ、現在のところ豊田市では1.3倍未満とすることが妥当であると考えています。 なお、前年の所得が生活保護基準の1.3倍以上であっても、直近の退職や海外からの入国等で経済的に困窮している場合などは、根拠資料を基に総合的に審査する場合があります。

② クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

担当課	学校教育課
回答	クラブ活動費については、必要な用具は市が補助しているため支給していません。卒業記念品については、学校によって徴収方法や徴収金額が異なっているため支給していません。オンライン学習通信費については、就学援助にかかわらず必要な世帯にルーターを無償貸与しています。使用頻度に応じて、月ごとのギガ数を増強することも実施しています。

③ 申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

担当課	学校教育課
回答	広く制度を周知するために、市のホームページに掲載するとともに、年度途中に転入してきた場合には、学校や学校教育課で制度のお知らせを行っています。 入学準備金の新学期開始前の支給については、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けています。

★(3) 子どもの給食費の無償化

① 小中学校の給食費を無償にしてください。

担当課	保健給食課
回答	令和6年度から給食費無償化実施済みです。

② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

担当課	保育課
回答	令和6年4月から、市の給食センター等から給食を提供している、市内の保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園に通う幼児（3～5歳児）の給食費無償化を行っています。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

担当課	保育課
回答	令和7年度から3歳児の配置基準を12対1とし、国の基準以上にしました。4歳児は令和8年度から、5歳児は令和9年度からと在園児がスムーズに進級できるように段階的に配置基準を見直します。1、2歳児については、公立、私立ともに国の基準以上の配置基準及び面積基準にしています。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

担当課	保育課
回答	現状では、統廃合や民間移管の予定はありません。公私立園については必要に応じて改築等に併せて受入定員の拡大を図ります。令和5年度から保護者が育児休業に入っても入園を継続しています。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

担当課	保育課
回答	保育施設等への指導監査について、年1回以上の実地検査を行っています。認可外保育施設に対しても、原則実地検査を行っていますが、今年度から、例年の監査結果が優良かつ通常の保育について問題ない一部の施設については、書面監査を行っています。また、監査を行う職員は必ず保育士資格を有する指導主事を配置しています。

- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

担当課	保育課
回答	現在のところ、実施施設は公立園及び子育て支援施設を予定しています。公立園に準じた施設整備と職員配置は国の基準以上の配置基準で運営します。

6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

担当課	障がい福祉課
回答	本市独自の手当として、障がい者手帳を交付された方に「豊田市心身障がい者扶助料」を、身体・療育の障がい者手帳を交付された方のうち日常生活において常時介護が必要な方に対して「豊田市在宅重度心身障がい者手当」を支給しています。現時点で、これらの手当を増額する予定はありません。

★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

担当課	障がい福祉課
回答	入所施設に関しては、国が障がいの有無に関わらず地域で暮らす「地域共生社会」の実現を目指しており、本市においてもグループホームで受け入れていく考えであるため、入所施設の拡充は考えていません。グループホームへの補助については、運営費補助と家賃軽減のための補助を行っております。

③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

担当課	障がい福祉課
回答	夜間の職員体制に関しては、国が夜間支援等体制加算を定めており、現時点で本市独自の補助は考えていません。今後も、現場の声や国の動向を注視しながら、必要な対応について見極めてまいります。

④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

担当課	障がい福祉課
回答	障がい福祉サービスは、サービス等利用計画に基づき、サービス利用者の意向等を総合的に勘案し必要となる量を支給決定しています。また、市では地域生活支援事業として、余暇活動を支援するサービス（移動支援）を実施しており、必要な支給量を決定しています。なお、令和6年度国の報酬改定に伴い、令和7年度からの地域生活支援事業の報酬を改定した中で、移動支援の報酬を増額しました。

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

担当課	障がい福祉課
回答	障がい福祉サービスの利用料については、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第 29 条に基づき運用することを基本としています。令和 6 年 4 月から、3 歳から 5 歳の児童発達支援利用者で、市発達センターに通所する児は給食費を無償化、民間児童発達支援事業所を利用し、昼食を摂った児は、給食費無償化の代替として昼食費給付金を支給しています。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

担当課	障がい福祉課
回答	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 条に基づき、原則、介護保険の利用が優先されますが、サービス利用者の状況等を総合的に勘案して、必要に応じて障がい福祉サービスを支給しています。

★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

担当課	障がい福祉課
回答	家族介護における負担軽減を図るための支援策として、医療型短期入所やレスパイト入院を実施した医療機関に対して、運営費や個室利用料金の補助を行っています。また、施設従事者向けの研修の実施等について、今後検討をしていきます。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

担当課	感染症予防課
回答	<p>「おたふくかぜ」については、平成27年4月から、費用の一部を助成しています。現時点で、自己負担無料とする予定はありません。助成回数は令和5年度から2回としています。</p> <p>「インフルエンザ」については、令和5年度から中学3年生・高校3年生に相当する年齢の人を対象に補助上限5,000円で実施しています。接種費用は上限内に収まる場合が多いと考えられ、本制度の活用により、実質的なご負担は最小限に抑えられると見込んでいます。障がい者については、現時点で助成を行う予定はありません。</p> <p>「50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン」については、令和5年度から費用の一部を助成しています。現時点で、自己負担無料とする予定はありません。</p> <p>「妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン」については、厚生労働省で定期予防接種化の検討がされているため、現時点では助成を行う予定はありません。</p> <p>「男性を対象としたHPVワクチン」については、令和7年4月から、費用の一部を助成しています。現時点で、自己負担無料とする予定はありませんが、女性を対象としたHPVワクチンの定期予防接種費用と同額助成しています。</p>

- ★②高齢者用肺炎球菌・帯状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

担当課	感染症予防課
回答	<p><高齢者用肺炎球菌ワクチン></p> <ul style="list-style-type: none">・定期予防接種では、自己負担額2,000円、生活保護受給者や中国残留邦人支援給付制度に該当する方は自己負担額無料で実施しています。現時点で自己負担額を変更する予定はありません。・任意予防接種事業については、平成27年度から30年度の間定期予防接種の狭間の年代の救済措置として実施しました。現時点で事業を再開する予定はありません。また、2回目の接種について、現時点で任意予防接種事業の対象とする予定はありません。 <p><帯状疱疹ワクチン></p> <ul style="list-style-type: none">・定期予防接種では、生ワクチンは自己負担額3,000円、不活化ワクチンは自己負担額6,000円/回、生活保護受給者や中国残留邦人支援給付制度に該当する方は自己負担額無料で実施しています。現時点で自己負担額を変更する予定はありません。・任意予防接種事業については、50歳以上の者(定期予防接種対象者を除く)を対象に、生ワクチンは助成額4,000円、不活化ワクチンは助成額10,000円/回で実施しています。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

担当課	おやこ応援課
回答	令和3年度から2回助成しています。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

担当課	おやこ応援課
回答	5歳児を対象とした健康診査支援事業については、その必要性や実施可能性を含め現在検討中です。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

担当課	健康政策課
回答	既に本市においては、妊婦歯科健診・産婦歯科健診ともに、委託事業として個別医療機関方式で実施し、健診にかかる費用を全額助成しています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

担当課	人事課
回答	歯科衛生士については、保健部に常勤職員を3名配置しています。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

担当課	地域包括ケア企画課
回答	愛知県と協力し、地域に必要な病床数の確保を行っていきます。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

担当課	地域包括ケア企画課
回答	医師については、豊田市・藤田医科大学連携地域医療学寄附講座により総合診療医の確保を図っています。看護師については、豊田地域看護専門学校における看護師育成のほか、豊田訪問看護師育成センターにおいては、今後ますます拡大が見込まれる在宅療養の需要に対応するため、訪問看護師の確保・育成を行っています。 奨学金制度については現在導入していませんが、現場のニーズを踏まえ、必要に応じて検討を進めてまいります。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

担当課	人事課
回答	保健所や保健センターの業務及び体制について精査し、必要なスタッフを確保していきます。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。
- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

担当課	秘書課
回答	国への要望案件については、国民健康保険制度や介護保険制度等に関する提言など、すでに全国市長会を通して、提出している案件があります。国への意見・要望については、西三河ブロック市長会、愛知県市長会、東海市長会、全国市長会それぞれの会議において協議した上で要請を行っています。
担当課	議事調査課
回答	市議会としては、内容がまとまり意見書という形で可決されれば、国・県等関係する機関へ提出します。

2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- ⑤地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

担当課	秘書課
回答	愛知県への要望案件については、国民健康保険への支援を求める意見書等すでに県・市懇談会の場で要望書を提出している案件があります。県への意見・要望については、県・市懇談会において協議した上で要請を行っています。
担当課	議事調査課
回答	市議会としては、内容がまとまり意見書という形で可決されれば、国・県等関係する機関へ提出します。

以上